

令和5年度奨学金 ひたちなか市奨学生所得基準（緊急申請分）

◎表1 所得基準額表

世帯の総所得（必要経費、特別控除等の控除後）の額が下記の所得基準額以下であること。

世帯人員（※）	所得基準額	備考
1人	139万円	世帯人員が7人を超える場合には、1人増すごとに12万円を、世帯人数7人の所得基準額に加算する。 ※「世帯人員」は、出願者を扶養する者及びこの者に扶養されている者（出願者を含む。）に限ります。
2人	198万円	
3人	212万円	
4人	229万円	
5人	239万円	
6人	250万円	
7人	262万円	

◎表2 所得の算定表

俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与（年金（恩給・老齢年金等を含む。））の収入金額（源泉徴収票等にいう支払金額）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区分	計算式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8－214万円＝所得金額
収入金額が400万円を超え781万円までのもの	収入金額×0.7－174万円＝所得金額
収入金額が781万円を超えるもの	収入金額－408万円＝所得金額

（注）

- 給与所得者が複数いる場合は、各人ごとに所得金額を算定する。
- 同一人で、2以上の収入があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。
- 給与所得又は給与所得以外の所得が2つ以上ある場合は、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできない。マイナスの所得は、0として扱う。

◎表3 特別控除額表（特別控除を受ける場合には、右側の証明書類等の欄により、要のときは証明書類等を必ず提出すること。）

特別の事情	特別控除額				証明書类等						
1 母子・父子世帯	99万円				不要						
2 就学者のいる世帯 （右の各学校に在学する児童・生徒・学生1人につき） ※出願者本人（高校・高等専門学校・大学）も控除する。	小学校	31万円		中学校	46万円	不要					
	高校	自宅通学		自宅外通学		要 ①出願者本人（第1学年に在学している者） 在学証明書					
		国公立	39万円	私立	88万円		国公立	69万円	私立	118万円	
	高等専門学校	国公立（1～3年）		39万円	私立	88万円	国公立	69万円	私立	118万円	②出願者以外の高 校生以上の就学 者 在学証明書又は 学生証の写し
		国公立（4～5年）		43万円	私立	87万円	国公立	72万円	私立	116万円	
	大学	国公立		74万円	私立	133万円	国公立	121万円	私立	180万円	
専修	高等	国公立		39万円	私立	88万円	国公立	69万円	私立	118万円	
	専門	国公立		36万円	私立	102万円	国公立	81万円	私立	147万円	
3 障害のある方がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方1人につき 99万円				要 手帳の写し						
4 長期療養の方がいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				要						
5 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。				要						
6 火災、風水害、震災等又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる所得金額				要						

備考

- この基準における「収入」とは、ひたちなか市奨学生募集要項（緊急申請分）の「2 資格」の（2）ア又はイの家計急変の事由の発生後1年間に見込まれる収入とする。
- 1の収入の額は、家計急変事由発生から貸与出願までの1月分以上の給与等の収入金額の平均額から、年間の見込額として算出した額とする。この場合において、収入金額の増減があると見込まれるときは、その増減を考慮するものとする。
- 2に規定する算定方法により難しいときは、昨年中の家計状況、生活状況等を考慮し、合理的に見込額を算出するものとする。